

氏名	渡辺 健
授与した学位	博士
専攻分野の名称	文学
学位授与番号	博甲第 号
学位授与の日付	平成16年 3月25日
学位授与の要件	文化科学研究科人間社会文化学専攻 (学位規則第4条第1項該当)
学位論文題目	後鳥羽院の和歌の研究
学位論文審査委員	主査・教授 渡邊 護 教授 江口 泰生 助教授 田仲 洋己 助教授 片山倫太郎 ノートルダム清心女子大学大学院文学研究科教授 工藤進思郎

学位論文内容の要旨

本学位論文は、第八番目の勅撰和歌集である『新古今和歌集』の撰進下命者であるのみならず、事実上その撰者でもあった後鳥羽上皇の和歌活動を、幾つかのトピックスを設定して詳細に分析・考証し、日本の古典詩歌の歴史の上で一つの黄金期であった新古今時代の歌壇と歌人の具体的な在り方を検証することを目的とするものである。全体は大きく二つの章から成り立つが、「序」と「結語」をも含めて、A4版ワープロ打ち1ページ当たり約1,600字で計115ページ、四百字詰め原稿用紙に換算して約460枚の分量に相当する。

論の冒頭には「凡例」が置かれて引用文献や使用テキストについての説明が為され、続いて置かれた「序」では、本研究のテーマ設定とその意義について簡潔に論述されている。

第一章『千五百番歌合』と後鳥羽院』では、後鳥羽院の和歌活動の極初期に位置する建仁年間の『千五百番歌合』が取り上げられ、本歌合において後鳥羽院が詠じた百首歌と折句の判歌について詳細な検討が加えられる。正治二年(1200)の『後鳥羽院初度百首』の詠進によって『新古今和歌集』を生み出す直接の母胎となった後鳥羽院仙洞歌壇は本格的な活動を開始し、『老若五十首歌合』『新宮撰歌合』『仙洞句題五十首』等の大規模な和歌行事が相継いで行なわれるが、その中でも特筆すべき規模を誇ったのが、所謂『千五百番歌合』であった。この歌合は当初は後鳥羽院主催の第三度目の百首歌として企画され、建仁元年(1201)六月までに院自身を含む30名の歌人が百首歌を詠進するに至った。その後、建仁二年九月頃までに歌合への移行が決まり、左右の作者各15人、計1500番という空前絶後の規模を誇る歌合に結番されることとなった。判者は後鳥羽院自身を含む10人の歌人が指名され、各判者が2巻計150番を担当して判詞を執筆することになった。後鳥羽院は秋二・秋三の2巻の加判を担当したが、その際、通常の形態の判詞を付すことを避け、折句による判歌という特異な形式を採用するに至っている。本論文では、後鳥羽院が何故にそのような特異な形態の判を付すことになったのか、その背景と院自身の意識の在り方を探り、併せて計150首に上る判歌に窺われる後鳥羽院の表現意識を綿密に分析することが手がけられている。本章第一節『千五百番歌合』の判歌について』では、以上述べて来たような後鳥羽院判歌の概要と、判歌自体を一つの和歌表現として見た場合の分析の視点が説明され、『古今集』をはじめとする先行和歌表現の受容の様相が明らかにされている。第二節『千五百番歌合』の判歌に見られる同時代歌人の影響について』では、後鳥羽院判歌の表現に受容・投影されている藤原定家・藤原良経・慈円等同時代歌人の詠歌について考察し、詳細な一覧表を付して、後鳥羽院が本歌合の判歌において極めて積極的に同時代歌人たちの秀句的和歌表現を摂取している様相を検証している。この影響関係の考察は入念かつ行き届いたもので、先行する時代の典拠表現についても漏らすことなく指摘し、後鳥羽院が同時代歌人たちの和歌表現について如何に鋭敏なアンテナを張り巡らせていたのかということが如実に検証されている。とくに、定家・良経・慈円とい

った九条家・御子左家の新風歌人の影響を強く受けていることが確認されたが、予想される事態であるとは言え、当該の事実をあらためて検証できたのは、意義あることであつたと考える。第三節『千五百番歌合』と後鳥羽院』では、同歌合で後鳥羽院が詠じた百首歌が考察の対象とされているが、判歌と同様に百首歌についても、定家等同時代歌人の和歌表現からの影響が顕著に認められる事実が指摘されている。その上で、判歌と百首歌との間に見られる同時代和歌の表現受容の在り方の差異が論じられ、判歌と百首歌との性格の違いがその表現に即して具体的に考察されている。

第二章『時代不同歌合』と後鳥羽院』では、隠岐遷幸後の文暦元年（1234）頃に後鳥羽院が編んだ『時代不同歌合』が取り上げられ、諸本間に見られる後鳥羽院の自撰歌の差し替えの問題を中心に、後鳥羽院晩年の和歌観と表現に対する意識の在り方が綿密に探り出されている。『時代不同歌合』とは、人麻呂・赤人から定家及び後鳥羽院自身に至る計百人の歌人を時代の古新によって左方・右方に分け、各歌人の代表歌各三首を選んで歌合の形に番えるという規模の大きな歌仙歌合形式の秀歌撰である。第一節では、『時代不同歌合』の成立と諸本の問題を中心に、樋口芳麻呂氏の業績に代表される先行研究を俯瞰・整理した上で、以後の考察の基盤となる諸問題についての自らの見解を示す。続く第二節では、二度に亘つての後鳥羽院の自撰歌の差し替えの問題が、各々の段階で選ばれた歌の表現分析の作業を踏まえて、様々な角度から考察されて行く。『時代不同歌合』の諸本は、樋口芳麻呂氏の研究によれば前稿本と後稿本の二系列に大別され、さらに後稿本の中に後鳥羽院歌の差し替えが見られることが確認されている。具体的には、前稿本に採られた三首のうち俊成九十賀の「桜咲く遠山鳥のしだり尾の」の歌を除く二首が後稿本中のE本（樋口氏の分類による）において差し替えられ、さらにその二首が後稿本中のF本において別の歌に差し替えられているのである。前稿本に採られた三首はいずれも『新古今集』に入集し、藤原定家も『定家八代抄』『自筆本近代秀歌』『秀歌体大略』『八代集秀逸』等の秀歌撰に揃って選び入れている、自他ともに後鳥羽院の代表歌と認め得る秀歌であるが、その中の二首が『時代不同歌合』後稿本では後鳥羽院が隠岐で詠んだ比較的目立たぬ歌々に差し替えられているのである。加えて、後稿本中の一本においてはそれらの差し替え歌がさらに別の歌々に変更されているのであり、この二度に亘る後鳥羽院の自撰歌の差し替えの問題は、『時代不同歌合』の本質と全体の構想を考える場合に避けて通ることのできぬ重要なポイントであると判断される。本論文ではまず、『時代不同歌合』の諸本に採られた計7首の後鳥羽院歌を個別に取り上げてその表現の特質と成り立ちについて分析し、然る後にそれらの歌の差し替えの理由と動機が考証されている。前稿本に採られた三首については『新古今集』や『自讃歌』の諸注釈書を活用してその表現の組立てを精緻に考察している。また、後稿本で新たに差し替えられた四首はいずれも『遠島歌合』『遠島五百首』での作であるので、注釈書の見解を幅広く援用することは望めないが、個別の表現の組立てを索引類を活用することによって緻密に分析し、とくに物語世界との関わりを重視して考察を進めている。

上述の如き個別の撰入歌の表現分析を踏まえた上で、前稿本から後稿本への差し替えの理由が考察される。本論文ではこの差し替えの意図を、基本的には隠岐流謫時代の歌を撰入したいがための措置と理解するが、個々の歌の差し替えの背景については様々な理由を想定している。前稿本の「秋の露や袂にいたく結ぶらむ」の歌が後稿本E本において「いかばかり木の葉の色の変わるらむ」の歌に差し替えられている理由については、寵妃尾張を哀惜する意を秘めて詠まれた「秋の露や」の歌の強い悲哀感を除きたいという意図が働いたと推測すると同時に、「いかばかり」の歌に詠み込まれた時雨が初冬十月に没した尾張追憶への契機ともなっているであろうことを指摘している。さらに、E本の「いかばかり」の歌がF本においては「久方の桂のかげに鳴く鹿は」の歌に差し替えられている理由については、隠岐流謫の悲哀感の直接の投影を読み取り難い客観的な叙景歌が選ばれるとともに、「桂のかげ」に洛西桂の地の面影を見出して在京時代の思い出に繋がる要素が認められると説いている。

また、前稿本の「袖の露もあらぬ色にぞ消え返る」の歌が後稿本 E 本において「手をたゆみ押さふる袖も色に出でぬ」の歌に差し替えられている理由については、『源氏物語』若紫巻の世界を踏まえて構想された後者の歌の表現の完成度に対する院自身の自負の念によるものと推測する。さらに、E 本の「袖の露も」の歌が F 本においては「立田山峰の時雨の糸よわみ」の歌に差し替えられている理由については、以下に列挙する如き事情を想定する。①結番の相手である具平親王が和漢兼作の才人であることを意識して、詩文に由来する「時雨の糸」という表現を用いた歌を選び入れた。②後鳥羽院は自詠三首の中に「時雨」を詠じた歌を是非選び入れたいと考えていたが、E 本で探っていた「いかばかり木の葉の色の変るらむ」の歌を他の歌に差し替えたために、その代わりとなる時雨の歌を撰入する必要が生じた。③「立田山」の歌は、同じ『時代不同歌合』後稿本で定家の代表歌に選んだ「小倉山しぐるころの朝な朝な」の歌と呼応する詠みぶりの一首であり、定家に対する応答意識から当該歌が選ばれた。上記の 3 条件の中でも、最後に挙げられた対定家応答意識への注目は、『時代不同歌合』の本質を考慮するに際して極めて重要な指摘であると考えられる。

以上、『時代不同歌合』における後鳥羽院の自撰歌の表現分析、後稿本における歌の差し替えの問題を具に検討した後に、第二章第三節「具平親王と後鳥羽院を番えることの意味について」では、後鳥羽院が自身の結番の相手として何故具平親王を選んだのかということが考証される。本節ではまず、後鳥羽院・具平親王二人の出自身分・政治活動・文化活動・和歌・漢詩文・仏教等の諸方面における資質や属性を対比しつつ、様々な理由を想定し考慮した上で、両者を番えることの意味と結番の妥当性が確認される。また、『時代不同歌合』の構想においてかねてより注目されていたのは、本歌合の言わば雛型とも言える『三十六人撰』の撰者であり、平安時代中期を代表する歌人・批評家であった藤原公任が作者百名の中に撰び入れられていないという事実である。本論文では、後鳥羽院の対定家意識をも考慮に入れつつ、この問題についても入念な検討を加えて、「秀歌選の権威としての公任を強く意識するがゆえに、あえて『時代不同歌合』の歌人から排除したのではないだろうか」という結論を導き、本歌合全体の構想についての展望を示している。

学位論文審査結果の要旨

学位審査会は、2004 年 2 月 16 日、学内審査委員 4 名、招聘審査委員 1 名の計 5 名によって行なわれた。専攻分野による内訳は、国文学関係教員 4 名、国語学関係教員 1 名である。本論文を詳細かつ慎重に審査した結果、以下のような結論に達した。

審査委員が評価できるとした主要な点は、以下の如くである。

- (1) 各章各節のテーマの設定が明確で、章単位の構想や論述の流れが見通しよく整理されている。
- (2) 個々のテーマに関する論証の過程が極めて緻密であり、様々な可能性について抜かりなく目配りしながら、安定した論述を進めている。したがって、論証の結果得られた結論についても概ね納得のできる蓋然性の高い判断が示されている。
- (3) 学術論文としては当然の態度であるが、先行研究の成果を目配りよく摂取・活用した上で自らの立論の基盤となることがらを明確に見定め、そこから研究をスタートさせているので、論述の過程に無理がなく、安心して読み進めることができる。その一方で、索引類を幅広く使いこなして、後鳥羽院の表現形成の上で留意すべき先行典拠表現や同時代歌人の作品等を的確に掘り起こしていると評価される。
- (4) 研究史に対する理解が行き届いており、自らの考察がどのような意義を有し研究史の中に位置付けられるのかということについて明晰な認識を抱いていることが、論文内部の様々な叙述からよく看取される。

(5) 『千五百番歌合』の判歌と百首歌について取り上げた第一章については、とくに典拠となるべき先行和歌表現と同時代歌人の秀句的表現の撰取の様相を肌理細かく丁寧に検証し、初学期の後鳥羽院の歌学びの実態をかなりの程度具体的に明らかにすることに成功している。ことに、藤原定家・藤原良経・慈円といった九条家・御子左家の新風歌人の和歌表現を積極的に撰取している様相が確認できたのは、予想できる現象であったとは言え、一つの成果であったと考える。また、この時期の後鳥羽院の秀句的表現に対する好尚が百首歌よりもむしろ判歌の詠みぶりの方に顕著に窺えるという指摘は、折句判歌という形式の特殊性を考慮に入れるにしても、注目すべきことがらである。

(6) 第二章は、『時代不同歌合』における後鳥羽院自身の自撰歌の差し替えの問題を中心に考察を加えているが、立論の前提たる一首一首の表現の成り立ちを分析する手順が堅実かつ明晰であり、『新古今集』や『自讃歌』の中世以来の諸注釈書を幅広く活用して、概ね妥当な考証を展開している。例えば、前稿本に採られた「桜咲く遠山鳥のしだり尾の長々し日も飽かぬ色かな」の歌については、該歌が建仁三年（1203）十一月の藤原俊成九十賀の屏風歌として詠まれた点に注目し、歌聖人麻呂に老俊成を擬え寿ぐという後鳥羽院の意識の在り方を読み取っているが、同種の算賀屏風歌における諸歌人の詠歌の背後に潜む慶賀意識にも注目しつつ、精密な読みを展開している。

(7) 『時代不同歌合』後稿本で差し替えられた計四首の和歌は、いずれも隠岐滞在時代の『遠島歌合』『遠島五百首』において詠出されたものであり、纏まった注釈書の類も殆ど存在しないのであるが、索引類を幅広く活用することで、その表現の成り立ちの具体的様相をかなりの程度明らかにすることに成功している。ことに、「手をたゆみ押さふる袖も色に出でぬ」の歌の表現について、樋口芳麻呂氏や寺島恒世氏の先行研究を参照しつつ、『源氏物語』若紫巻の「見てもまた逢ふ夜稀なる夢のうちに」の光源氏詠の受容を指摘しているのは、極めてよく納得の行く説得力ある解釈として評価される。

(8) 第二章の中心的なテーマである自撰歌の差し替えの問題についても、自他ともに認める秀歌から比較的目立たぬ地味な歌々への差し替えの動機を様々な角度から柔軟に考察し、概ね妥当な結論に達していると判断される。ことに、E本の「袖の露も」の歌がF本においては「立田山峰の時雨の糸よわみ」の歌に差し替えられている理由について、後鳥羽院の対定家応答意識の介在を想定しているのは、重要な指摘であると考えられる。

(9) 第二章第三節で取り上げられている後鳥羽院の結番に対する意識、『時代不同歌合』全体の構想に関する考察も、多様な可能性がよく検討され、概ね納得の行く妥当な結論に達していると判断される。

(10) 文章がよく練られ、一部に生硬な部分はあるものの、論文全体が安定感のある日本語で綴られている。

以上のような評価を得ながらも、その一方で、以下の如き幾つかの問題点や残された課題についての指摘も為されている。

(1) 個別の事実の考証・認定についての論述は緻密を極めるが、論文全体の構想がやや分裂気味で、第一章における『千五百番歌合』の考察と第二章における『時代不同歌合』の研究とが、有機的な関連を持つ形で密接に結びついているとは言い難い。「後鳥羽院の和歌の研究」と題しながらも、歌人後鳥羽院の閲歴の言わば両端に位置する事績を掘り下げること終始し、その中間の時期に繰り広げられた後鳥羽院の多様な和歌活動の相貌が明らかにされていないために、後鳥羽院の和歌の総合的な研究とは必ずしもなり得ていないという憾みが残る。

(2) 上記の(1)とも関連するが、『後鳥羽院御口伝』に代表される後鳥羽院の歌論について殆ど言及されていないのは、「後鳥羽院の和歌の研究」という論文題目に抵触する印象が拭えない。

(3) これは、本論文の第一章第一節・第二節の原型を為した平成10年の和歌文学会十一月例会における口頭発表での質疑の際にも指摘された事項であり、その後の考察の深まりによって相当程度に改善されてはいるものの、通常の百首歌と判歌との性格の違いが必ずしも万全な形では論証され尽くしていないという憾みが残る。また、一首の和歌の表現の性格を説明する上で「抒情性」あるいは「知的趣向」というタームを用いる場合があるが、新古今時代における誹諧歌・物名歌の扱いの問題とも絡み、さらなる考察が必要とされるであろう。

(4) 第二章における立論の前提として、『時代不同歌合』の諸本・成立の問題についての樋口芳麻呂氏の論が先行研究として紹介され、樋口氏の論に従う形で『時代不同歌合』の諸本間に見られる後鳥羽院歌の差し替えの問題が検討されている。樋口氏による諸本の分類、前稿本から後稿本へという成立の見通しについては概ね首肯されるべきであるが、本論文の論述をより確かなものにするためには、これらの問題に関する樋口説のさらなる吟味と検証が不可欠であろう。また、藤原定家の『小倉百人一首』との先後関係についても、より慎重な見極めが必要であると考えられる。論証に万全を期するのであるならば、今後は『時代不同歌合』諸本の悉皆調査等の課題にも取り組むべきであろう。

(5) 第二章第三節における『時代不同歌合』の結番意識の考察、とくに後鳥羽院自身が具平親王を結番の相手に選んでいる事情の背景を検討するに際しては、その結番とちょうどペアを為すような形で藤原定家と元良親王とが番えられていることの意味についても、併せて深く考慮する必要があったと考える。

(6) 論述を進める上で依拠した資料については概ね信頼できるテキストを使用しているが、依拠テキストを明示していない事例が僅かながら見受けられる。例えば、藤原定家の日記『明月記』については、冷泉家時雨亭文庫所蔵の定家自筆本の影印が公刊され、訓読本も刊行されているが、本論文では依拠テキストを明記していない。このあたりのテキストの扱いについては、改善が必要である。

(7) 僅かではあるが、論述の一部に不必要な重複が認められる。

しかしながら、新古今時代のみならず日本の詩歌の歴史に聳え立つが如き巨大な存在であるにも関わらず、例えば西行や藤原定家ほどには纏まった先行研究が著されていない後鳥羽院を研究対象として選択し、ややテーマが限定される嫌いはあるものの緻密な論述と考証を展開する本学位論文が、一時期に較べて些か沈滞気味の謗りを免れない新古今時代の和歌研究に新たな一石を投ずるだけのすぐれた価値を有していることは疑いない。上述したような問題点や課題の指摘は言わば瑕瑾であり、取り上げた2つのテーマについてはほぼ万全の論証を為し遂げていることは、高く評価されてよいであろう。今後は更なる研鑽と考察、そして研究成果の公表を積み重ねて、中世和歌研究の将来を担い得る若手世代の研究者の一人として学界での認知を得るとともに、自らの研究の幅をいっそう広げ深めて行くことが期待されることである。

審査委員会は、以上のような諸点を総合的に判断し、本論文を博士の学位論文として認定することについて全員一致で合意した。